

記入例

疾病任意継続被保険者 被扶養者 (異動) 届

扶養追加の場合

全国健康保険協会 船員保険部 船員保険 疾病任意継続被保険者 被扶養者(異動)届 **扶**

被保険者情報	被保険者証の(左つめ)	記号	番号	生年月日
	氏名・印	(フリガナ) センボ タロウ		昭和 平成 50 0 3 0 5
	住所	(〒 105 - 0000) 東京 港区 〇〇 1-1		性別 男 女
	電話番号 (日中の連絡先)	TEL 080 (△△△△) △△△△		自署の場合は押印を省略できます。

被扶養者情報	被扶養者の氏名	生年月日	性別	続柄	職業	年収
	(フリガナ) センボ ハナコ (氏) 船保 花子	昭和 平成 令和 60 年 6 月 1 日	男 (女)	妻	主婦	100 万円
	住所	同居・別居 (住所)	被扶養者になった日	理由	出生 婚姻 退職 就職 死亡 後期高齢者医療 (都道府県名:) その他 ()	
	申請理由	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養の追加 <input type="checkbox"/> 扶養の削除	令和 0 2 0 4 0 1			

被扶養者情報	被扶養者の氏名	生年月日	性別	続柄	職業	年収
	(フリガナ) センボ ハナコ (氏) 船保 華	昭和 平成 令和 16 年 5 月 1 日	男 (女)	子	高校1年	0 万円
	住所	同居・別居 (住所)	被扶養者になった日	理由	出生 婚姻 退職 就職 死亡 後期高齢者医療 (都道府県名:) その他 ()	
	申請理由	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養の追加 <input type="checkbox"/> 扶養の削除	令和 0 2 0 5 0 1			

備考欄

被扶養者に異動がありましたので、上記の通り届出します。

被保険者のマイナンバー記載欄は、被保険者証の記号番号を記入した場合は記入不要です。記入した場合は、必ず本人確認書類を添付してください。

1 被扶養者になる方のマイナンバーを必ずご記入ください。

2 同居・別居 を選択の上、別居の場合には、住所を記載してください。海外在住の場合は国名を記入してください。

3 扶養の追加に (チェック) をしてください。

4 学生の場合は、職業欄に学年等 (高校3年、大学2年等) をご記入ください。

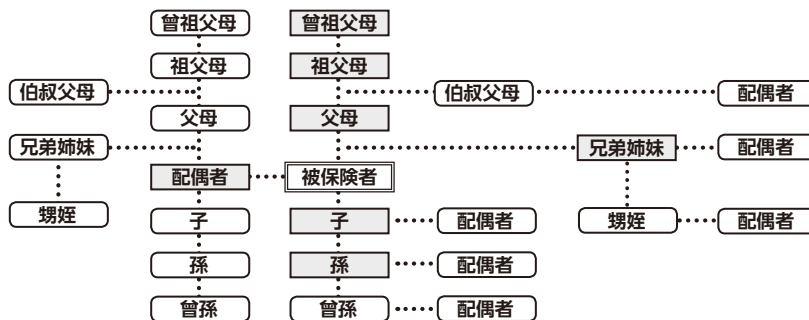
5 被扶養者になった日を、次の通りご記入ください。
 ・出生の場合：出生年月日
 ・婚姻の場合：婚姻年月日
 ・退職の場合：退職日の翌日

6 被保険者のマイナンバー記載欄は、被保険者証の記号番号を記入した場合は記入不要です。なお、記入された場合は以下の添付書類が必要となります。

- マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの場合：マイナンバーカードの表・裏両面のコピー
- マイナンバーカードをお持ちでない場合：次の添付書類①②の両方
 - ①番号確認書類：個人番号通知のコピー、マイナンバー記載がある住民票、マイナンバー記載がある住民票記載事項証明書のうち、どれか一つ
 - ②身元確認書類：運転免許証のコピー、パスポートのコピー、その他官公署が発行する写真つき身分証明書のコピーのうち、どれか一つ

被扶養者の範囲・認定の要件

被扶養者として認定を受けられる家族の続柄の範囲、認定要件は下図の通りです。



	□ の方	□ の方
同居要件	被保険者と同居・別居いづれでもよい。	被保険者と同居していることが必要。
収入要件	年収が130万円 (※1) 未満かつ被保険者の年収の1/2未満 (※2) ※1 60歳以上の方または障がい者の方は180万円 ※2 別居の場合は被保険者の仕送り額より少ない。	

◎添付書類が必要となります。次項の【添付書類について】を必ずご確認ください。

添付書類について

※場合によっては、記載のない添付書類が必要となることもありますのでご了承ください。

1 収入状況を確認するための書類

義務教育終了後（満16歳以上）の方を被扶養者として届け出る場合は、その方の収入状況を確認するための書類として、以下のいずれかの添付書類が必要です。

※学生（高校生・大学生等）、主婦等、収入がない場合であってもいずれかの添付書類が必要です。

(1) 収入がない場合

条件など	添付書類
学生・専業主婦等で収入がない場合	○市区町村役場発行の「所得証明書」または「非課税証明書」

(2) 給与収入等がある場合 注：収入が複数ある場合は、それぞれの添付書類が必要です。

条件など	添付書類
パート・アルバイト等の給与収入がある場合	次のいずれか ○市区町村役場発行の「所得証明書」または「非課税証明書」 ○直近の「源泉徴収票」のコピー ○直近3ヵ月分の給与明細のコピー
年金を受給している場合	次のいずれか ○「年金振込通知書」のコピー ○「年金額改定通知書」のコピー <small>※年金の受給が決定した直後などの理由で、左記の書類が用意できない場合には「年金証書」のコピーを添付してください。</small>
自営業・不動産等による収入がある場合	○直近の「確定申告書」のコピー

(3) 最近退職したことで現在収入がない場合

条件など	添付書類
失業給付を受給していない場合	次のいずれか ○「雇用保険被保険者離職票」のコピー ○「退職証明書」のコピー
失業給付受給中、または受給を終了した場合	○「雇用保険受給資格者証（両面）」のコピー

※障害年金、遺族年金、傷病手当金等の非課税対象となる収入がある場合は、上記に加えて、受取金額が確認できる通知書のコピー等を添付してください。

2 別居している方を届け出る場合

申請者と別居している方を被扶養者として届け出る場合は、仕送り金額の確認できる書類を添付してください。（国内に居住している学生の場合は不要です。）

例：仕送り金額の確認ができる預金通帳の写し、現金書留の控えのコピー

3 同一世帯（同居）を確認するための書類

新たに同一世帯（同居）の方を被扶養者として届け出る場合は、同一世帯であることを確認できる公的証明書（「世帯全員の住民票」等）を添付してください。

4 被保険者との続柄を確認するための書類

新たに扶養として加入する方と被保険者の続柄を確認するための書類（「世帯全員の住民票（続柄記載のもの）」または「戸籍謄本（続柄が確認できるもの）」）が必要です。

5 扶養認定を受ける方が海外在住の場合

令和2年4月より被扶養者については国内居住の方（住民票が日本国内にある方）のみ扶養認定可能となります。ただし日本国内に住所を有しない方であっても特例として扶養認定が可能な場合もあります。詳細は船員保険部へお問い合わせください。